

知的財産部門

メイヤーブラウン法律事務所は世界 26 ヶ所のオフィスに 1500 名以上の弁護士が所属する国際法律事務所です。当知的財産部門は、世界中の大企業 (Fortune 100、FTSE 100、日経平均、CAC 40 DAX 及び香港ハンセン等の世界主要株価指数を構成する主要企業) や中堅企業及びスタートアップ企業の皆様に、知的財産の保護や権利活用等に関して助言を提供しています。

知的財産部門には米州、アジア、欧州及び中東にわたり 100 名以上の弁護士が在籍しており、これらのチームが有する多様な知識と経験を活かし、各国・地域において以下のようなサービスを提供しています。

- 知財ポートフォリオ評価
- 知財デューディリジェンス対応
- 知財・技術と関連した企業買収、事業再編、事業提携、サービス提供、ライセンス契約等各種トランザクション対応
- 商標権・著作権・ドメイン名の確保・紛争対応
- 特許権・商標権・著作権侵害・営業秘密悪用等に関する紛争対応
- 知財紛争における Discovery (証拠開示)、陪審員選任等各種手続、主張内容の検討、戦略立案及び遂行
- PTAB における IPR (当事者系レビュー)、PGR (付与後レビュー) 等各種手続
- ITC における米国関税法 337 条に基づく各種手続

当事務所の弁護士は多岐にわたる業界・分野において豊富な経験を有し、以下の業種を含む数多くの知的財産案件に携わっています。

- 製薬及びバイオテック業界
- 金融業界
- 情報通信業界
- 民生品産業
- 飲食・リテール産業
- 家電・PC ハードウェア及びソフトウェア産業
- 半導体産業
- メディア及びエンターテインメント業界
- 通信及びテクノロジー業界
- 医療機器産業
- 化学産業
- 自動車産業
- 工業生産

弁護士の多くはコンピューターサイエンス、生体医用工学、機械工学、電気工学、化学、ライフサイエンス及び微生物学を含む専門分野の (PhD を含む) 学位を有しております、その専門知識を活かし、幅広い分野にわたり高度な技術に関する知的財産案件を取り扱うことが可能です。また、多くの弁護士が研究者や技術者として、大学等教育機関、政府機関及び産業界における勤務経験を有していることに加え、元特許庁審査官も多数在籍しており、その経験及び実績を生かした助言が提供可能です。

このように、当事務所は、国・地域や技術分野等にかかわらず、「ワン・ファーム」としてシームレスなサービスをクライアントの皆様に提供しています。

「メイヤー・ブラウンは、ハイテク産業、民生品分野、並びに製薬分野に強みを有しており、国際的企業の大規模な特許訴訟を多数代理している。また、PTAB及びITCを含む種々の裁判所等における経験に富み、査定系再審査、当事者系レビュー及び付与後レビュー等の手続にも精通している。」

- *Chambers & Partners USA 2019*

「メイヤー・ブラウンは、プランディングの分野で顕著な功績を挙げており、国内及びクロスボーダーの複雑な商標案件であっても、クライアントに賢明なアドバイスを頻繁に提供している。」

- *World Trademark Review 1000 2018*

「メイヤー・ブラウンの豊富な専門性は特に知的財産に関する複雑な企業買収や複数の管轄にわたるデューディリジェンスを要する案件において発揮され、クライアントの意向に沿ったサービスを提供している。」

- *IAM Patent 1000 2019*

「メイヤー・ブラウンは、中国他各国の多数のブランドオーナーをはじめ、ファッショニ、民生品、テクノロジー分野の主要企業に幅広い知的財産の助言を提供し、評価されている。また、商標権侵害訴訟や知財ポートフォリオ管理において高い専門知識を有しているほか、デジタル著作権に関するライセンス業務やコンテンツプロバイダーへのサポートでも高い評価を得ている。」
- *Chambers Asia Pacific*

当事務所は、3年連続で Law360 の Firm of the Year に選ばれました。また、2017 年には、当知的財産部門は Law360 の Practice Group of the Year に選出され、2016 年には、Law360 の Life Sciences Practice Group of the Year 及び Technology Group of the Year に選出されました。

加えて、当事務所は継続的に IAM Patent 1000、Managing IP、Legal500、World Trademark Review、LMG Life Sciences 及び Asian Legal Business Online に知的財産法のリーダーとして認められています。

また、当事務所は 2019 年まで 3 年連続、Asia IP の Copyright Firm of the Year に選ばれるとともに、継続して Asian Legal Business' IP Rankings より、中国及び香港の特許・商標・著作権部門にて高い評価を受けています。

メイヤー・ブラウン法律事務所 (Mayer Brown) は、世界有数の国際法律事務所として世界中の大企業や金融機関に、高度な取引や紛争に関してアドバイスを提供しています。世界の3大金融センターであり、世界経済の根幹を成すニューヨーク、ロンドン及び香港にそれぞれ約200人以上の弁護士を置く、4大陸にわたる世界で唯一の統合型法律事務所として他と一線を画します。当事務所の強みである金融業界への助言を始め、あらゆる業界をまたぐ大型訴訟や高度な取引について豊富な経験を有します。当事務所の弁護士は戦略的なパートナーとして、クライアントの要望を常に意識したサービスの提供がクライアントに評価されています。「ワン・ファーム」として分野及び国などにかかわらず、クライアントのために高度な知識と経験に基づく最良のサービスを提供しております。

当事務所の全オフィスの問い合わせ先一覧は、mayerbrown.comをご覧ください。

このメイヤー・ブラウン (Mayer Brown) の出版物の内容は、各分野に関する情報やコメントを提供する目的であり、表題に関する法的助言を提供することを意図したものではありません。当該出版物に記載されている事項に関する限りの措置を講じる前に、別途弁護士による法的助言を得られますようお願いいたします。

メイヤー・ブラウン法律事務所 (Mayer Brown) は、リーガルサービスを提供する Mayer Brown LLP (米国、イリノイ州)、Mayer Brown International LLP (英国)、Mayer Brown (香港のパートナーシップ) 及び当事務所が提携する ブラジルの Taul & Chequer Advogados を含む個々の事業体 (以下「メイヤー・ブラウンプラクティス」 (Mayer Brown Practices) と総称する) 及びコンサルティングサービスを提供する非リーガルサービス提供会社 (以下「メイヤー・ブラウンコンサルタンシー」 (Mayer Brown Consultancies) という) からなるグローバルなサービスの提供会社です。メイヤー・ブラウンプラクティス及びメイヤー・ブラウンコンサルタンシーは、さまざまな法域において設立されており、法人又はパートナーシップの形態をとっています。メイヤー・ブラウンプラクティス及びメイヤー・ブラウンコンサルタンシー各社の詳細は、当事務所ウェブサイトの法的通知欄に記載されています。「Mayer Brown」及びメイヤー・ブラウンのロゴは、メイヤー・ブラウンの商標です。

© 2019 Mayer Brown. 無断複写・転載を禁じます。

弁護士広告：これまでの業績は同様の結果を保証するものではありません。